

令和7年11月12日
(一社) ROTOBO

令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知の
お願いについて
(周知協力依頼)

「令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて」につきまして、経済産業省より、下記の周知依頼がございましたのでご連絡いたします。

※本件についてご不明点等ございましたら、
関係機関へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

=====

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、経済産業省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和7年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて、貴団体を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、以下の2点の内容について、会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

1. 周知をお願いしたい事項

(1) 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

令和5年分の確定申告から、事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、マイナポータル連携による自動入力の対象となりました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります（注）。

また、eLTAXを利用すれば、市区町村に提出する給与支払報告書の作成と同時に、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成することができ、それぞれを市区町村と税務署へ一挙に提出することができます。さらに、令和9年1月からは、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、eLTAXで提出された給与支払報告書については、マイナポータル連携の自動入力の対象になる予定ですので、給与支払報告書のeLTAXによる提出の勧奨の御協力をお願いいたします。

おって、従業員の方のメリット以外にも、給与支払報告書をeLTAXで提出することで、各市区町村への提出（送付）が不要となるなど、事業者の方にとっても、提出に係る事務負担が軽減されるといったメリットがあります。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙1を貴団体の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注） 従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙1 「給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出すると、従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」 ([こちら](#))

(2) 自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、御自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、所得税の申告書を計算誤りのないように作成することが可能となっており、作成した申告書をそのまま e-Tax により送信できます。

e-Tax を利用した確定申告は、給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報を、マイナポータル連携を活用して自動入力することが可能であるほか、令和8年1月（令和7年分所得税の申告書）からは、生命保険の一時金・年金、損害保険の満期返戻金・年金に係る支払調書情報やふるさと納税以外の寄附金控除に係る情報についてもマイナポータル連携の対象となる予定です。また、「スマートフォンのマイナンバーカード」に対応し、Android 端末に加え、iPhone においても実物のマイナンバーカードをかざすことなく申告書の作成・e-Tax 送信が可能になることから、利便性の更なる向上が期待できます。

また、令和7年度は、マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が到来される方が多数見込まれており、有効期限を過ぎた場合、マイナポータル連携や e-Tax 手続の利用などができず、マイナンバーカードを利用した e-Tax による申告手続にも影響があることから、積極的な周知・広報に取り組んでいるところです。

貴団体におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨を御理解いただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙2及び別紙3（注1）を用いるほか、従業員等への周知の際の見本として、別紙4を参考にいただき、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告やマイナポータル連携の利便性、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続（注2）について、従業員等へ周知されるよう、会員の皆様へ依頼いただきますようお願い申し上げます。

（注1）「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙3を適宜加工の上、別紙2と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

（注2）マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続等については、[デジタル庁ホームページ](#)も御活用ください。

別紙2 「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax（従業員向け周知用）」

別紙3 「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」([スマホ用](#))([パソコン用](#))

別紙4 「従業員向け周知文(見本)」

(3) 事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つであり、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

事業者の取引・会計・税務といった一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されるため、関係省庁等が連携して、まずは、事業者に各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル処理が可能となる環境の整備を目指しております。

そのため、国税庁においては、デジタルインボイスや AI-OCR 等の導入による業務のデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材のほかデジタル化に関する様々な困りごとに関する相談窓口一覧を作成し、事業者のデジタル化の支援や施策の周知・広報を行っているところです。

これらの取組の趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、会員各位に対して下記リンク先の広報素材や相談窓口一覧を共有していただくなど、事業者の取引・会計・税務といった一連の業務のデジタル化促進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

別紙5 事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画等一覧 ([こちら](#))

別紙6 デジタル化に関する相談窓口一覧 ([こちら](#))

2. アンケート回答のお願い

関係民間団体傘下会員の従業員の方向けのアンケート

自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax の推進に向けて、皆様の御意見を今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、主に過去に確定申告を行ったことがある従業員の方向けに、確定申告・e-Tax の利用に関するアンケート(10 問程度)を用意しておりますので、当該アンケートについて御回答いただきますよう会員の皆様を通じて周知をお願いいたします。

○御回答期限：2026 年 2 月末

URL：<https://forms.gle/YkRdX8axjVGc1hHWA> (従業員の方向け)



(以 上)

【本件の問合せ先】

国税庁長官官房企画課
デジタル化・業務改革室

D X 戦略係長 市川
tomohisa.ichikawa.xd4@nta.go.jp

書かない  確定申告！

マイナンバーカードで **自宅** から **e-Tax**

e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



24時間
いつでも利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)



※メンテナンス時間を除きます

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに
約 **4人** に **3人** が
e-Tax で確定申告！

e-Tax に必要なもの

スマホに
マイナポータル
アプリをインストール



マイナンバーカード読取対応のスマホ



マイナンバーカード



マイナンバーカード及び電子証明書
の有効期限にご注意ください！

有効期限や更新手続等の詳細は
「デジタル庁公式note」をご確認ください 



申告書の作成・提出

✓ 確定申告書等作成コーナーなら、**自動計算**で申告書が完成！
そのまま**e-Tax**で送信
／ 計算誤りの心配なし！

✓ **マイナポータル連携**で
給与、医療費、ふるさと納税等の情報が**自動入力**！
書類の**管理や保管も不要**
／ 集計や入力の手間が不要♪

◆ ご利用には**事前準備が必要**です。事前準備は**お早め**に！

マイナンバーカードを
利用した確定申告の
案内はこちらから



会社や事務所に
お勤めのみなさま

マイナポータル
連携のご利用で



給与所得の確定申告が さらに簡単になりました！

スマホでも



パソコンでも



ご自宅から



自動入力で
確定申告



給与情報のマイナポータル連携とは

休日やスキマ時間で
簡単に申告できます

- ✓ 面倒な操作や手入力が不要！
- ✓ ミスなく確定申告できて安心！
- ✓ 紙の「給与所得の源泉徴収票」が不要！
- ✓ 医療費やふるさと納税もあわせて自動入力！

※ 医療費やふるさと納税のマイナポータル連携には、別途、事前準備が必要です



具体的な方法はこちらの動画
をご覧ください
(YouTube 国税庁動画チャンネル)

お早めの



ご利用には事前準備が必要です

※ 給与所得の源泉徴収票を自動入力するには、マイナポータルとe-Taxで事前準備をする必要があります
※ 一度設定すれば、翌年以降の確定申告の際に、事前準備は不要です



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください

※ 有効期限を過ぎた場合には、マイナポータルやe-Taxによる手続きができなくなります

事前準備については
こちら



国税庁HP

有効期限については
こちら



デジタル庁HP

※ お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」がマイナポータル連携の対象となります
※ お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況についてはお勤め先にご確認ください

給与 マイナポ連携



会社や事務所に
お勤めのみなさま

スマホでも



パソコンでも



ご自宅から



マイナポータル
連携のご利用で



自動入力で
確定申告



給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！

給与情報のマイナポータル連携とは

休日やスキマ時間で
簡単に申告できます

- ✓ 面倒な操作や手入力が不要！
- ✓ ミスなく確定申告できて安心！
- ✓ 紙の「給与所得の源泉徴収票」が不要！
- ✓ 医療費やふるさと納税もあわせて自動入力！

※ 医療費やふるさと納税のマイナポータル連携には、別途、事前準備が必要です



具体的方法はこちらの動画
をご覧ください
(YouTube 国税庁動画チャンネル)

＼ お早めの ＼



ご利用には事前準備が必要です

※ 給与所得の源泉徴収票を自動入力するには、マイナポータルとe-Taxで事前準備をする必要があります
※ 一度設定すれば、翌年以降の確定申告の際に、事前準備は不要です

事前準備については
こちら



国税庁HP



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください

※ 有効期限を過ぎた場合には、マイナポータルやe-Taxによる手続きができなくなります

有効期限については
こちら



デジタル庁HP

※ お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」がマイナポータル連携の対象となります
※ お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況についてはお勤め先にご確認ください



国税庁 法人番号7000012050002

給与 マイナポ連携



周知文（見本）

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出（予定含む）している場合

（社内メールによる周知の場合の見本）

◆ パターン 1

◆ パターン 2

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

（掲示・配付による周知の場合の見本）

◆ パターン 3

◆ パターン 4

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出していない場合

（社内メールによる周知の場合の見本）

◆ パターン 5

◆ パターン 6

（掲示・配付による周知の場合の見本）

◆ パターン 7

◆ パターン 8

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン 1

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和 7 年分 確定申告は「自宅から簡単・便利に」！ e-Tax・マイナポータル連携を利用した申告について

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約 75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでも DX 推進に貢献できる自宅等からの e-Tax を強く推奨します。

また、確定申告書作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、給与情報や医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いいたします。

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

[🔗 確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



✅ e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

- 🔗 自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし
- 🔗 給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
- 🔗 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
- 🔗 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

[🔗 国税庁 HP 参考リンク](#)（操作方法・詳細はこちら）



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的な e-Tax やマイナポータル連携をご利用いただき、DX 推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン 2

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和 7 年分確定申告はマイナポータル連携でもっとラクに！「ちょっとやってみようかな」から始めてみませんか？

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して...と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、給与情報のみならず、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



 e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

 自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし

 給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 国税庁 HP 参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン 3

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和 7 年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約 75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでも DX 推進に貢献できる自宅等からの e-Tax を強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、給与情報や医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いいたします。

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

-  自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし
-  給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
-  添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
-  還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 国税庁 HP 参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的な e-Tax やマイナポータル連携をご利用いただき、DX 推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン 4

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和 7 年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して...と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、給与情報のみならず、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用ください！

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

[🔗 確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



✅ e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

- 🔗 自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし
- 🔗 給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
- 🔗 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
- 🔗 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

🔗 国税庁 HP 参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



「[給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！](#)」



「[確定申告特集ページ](#)」

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】 パターン 5

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和 7 年分 確定申告は「自宅から簡単・便利に」！ e-Tax・マイナポータル連携を利用した申告について

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約 75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでも DX 推進に貢献できる自宅等からの e-Tax を強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくをお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



 e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

-  自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし
-  医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
-  添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
-  還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 国税庁 HP 参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的な e-Tax やマイナポータル連携をご利用いただき、DX 推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン 6

※「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁 HP 参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和 7 年分確定申告はマイナポータル連携でもっとラクに！「ちょっとやってみようかな」から始めてみませんか？

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して...と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



 e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

-  自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし
-  医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
-  添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
-  還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 国税庁 HP 参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン 7

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和 7 年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約 75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでも DX 推進に貢献できる自宅等からの e-Tax を強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくをお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

-  自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし
-  医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
-  添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
-  還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 国税庁 HP 参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的な e-Tax やマイナポータル連携をご利用いただき、DX 推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン 8

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和 7 年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和 7 年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して...と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用ください！

併せて、「確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

[確定申告・e-Tax 利用に関するアンケート](#)（10 問程度）>>>>>>



✔ e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

- ☞ 自宅から 24 時間申告可能：税務署に出向く必要なし
- ☞ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
- ☞ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
- ☞ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

🔗 国税庁 HP 参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！